

(様式 4-4)

年(令和 年) 月 日

〇〇設計共同体協定書

(目的)

第1条 当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- (1) 福山市立大学新棟整備事業業務(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「本事業」という。)
- (2) 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当設計共同体は、〇〇設計共同体(以下「設計JV」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当該設計JVは、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当該設計JVは、〇〇年(令和〇〇年)〇〇月〇〇日に成立し、本事業の事業契約の履行後6ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 参加者として選定されなかったときは、当企業体は、第1項の規定にかかわらず、本事業の参加者として選定しなかった旨の通知があった日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当該設計JVの構成員は、次のとおりとする。

- | | |
|----|------------------|
| 住所 | 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地 |
| 名称 | 〇〇株式会社 |
| 住所 | 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地 |
| 名称 | 〇〇株式会社 |

(代表者の名称)

第6条 当該設計JVは、〇〇株式会社を設計代表事務所とする。

(代表者の権限)

第7条 当該設計JVの代表者は、本事業の履行に関し、設計JVを代表して、自己の信義をもって、契約の締結、業務委託料及び請負代金(前払金を含む。)の請求、受領、当該設計JVに属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物(契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係

(様式 4-4)

る成果物を含む。)等について、契約日以降著作権法(昭和45年法律第48号)第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、当該設計JVの代表者である企業に委任するものとする。なお、当該設計JVの解散後、代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の〇〇業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額(運営委員会で定める。)については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当該設計JVは、構成員全員をもって運営委員会を設け、〇〇業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当該設計JVの取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(様式 4-4)

(構成員の相互間の責任の分担)

第 14 条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前 2 項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前 3 項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する当該設計 J V の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第 16 条 構成員は、当該設計 J V が本事業を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該設計 J V に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第 18 条 当該設計 J V が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(様式 4-4)

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 (令和 年) 月 日

(代表企業)

所 在 地 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ (印)

(構成員)

所 在 地 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ (印)

(様式 4-4)

〇〇設計共同体協定書第 8 条に基づく協定書

〇〇発注に係る〇〇業務については、〇〇設計共同体協定書第 8 条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年（令和 年） 月 日

〇〇設計共同体

代表者 〇〇株式会社 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇株式会社 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印